**様々な理由により生活に困窮している方々が、必要な保護を受けられます。**

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | **生活保護** |
| 支援の種類 | 給付・還付、現物支給・現物貸与 |
| 内　容 | 現に生活に困窮している方を対象として、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。○生活保護の種類　生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。なお、医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。○保護の基準　保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。 |
| 対象者 | 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯 |
| 相談窓口、問い合わせ先 | 市町村生活保護担当課、各広域振興局保健福祉環境部・保健福祉環境センター |

**生活全般にわたる様々な相談が受けられます。**

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | **生活支援相談員** |
| 内　容 | 東日本大震災津波の被災者に対する戸別訪問による見守り、相談支援やサロン活動等のコミュニティ支援を行っています。 |
| 相談窓口、問い合わせ先 | 岩手県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会（宮古市、大船渡市、花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町）、もりおか復興支援センター |

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | **民生委員・児童委員** |
| 内　容 | 担当する地域の中で、住民の生活上の心配ごとの相談や福祉サービスを利用するためのお手伝い等を行っています。 |
| 相談窓口、問い合わせ先 | 各市町村の地域福祉担当課 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | **いわて被災者支援センター（サブセンター）** |
| 内　容 | 東日本大震災により被災された方々の生活面や経済面などの困りごとの解決に向けて、専門家（弁護士やファイナンシャルプランナー）や市町村、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、電話相談や面談、個別訪問などを実施しています。 |
| 相談窓口、問い合わせ先 | ・いわて被災者支援センター（釜石市大町2-4-7　0193-30-1034）・サブセンター（盛岡市材木町3-5　019-601-7640） |

【発行】岩手県保健福祉部健康国保課　〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10-1　電話　019-629-5477　FAX　019-629-5474

**受診についてお困りの皆様へ**

経済的な理由で病院の受診をためらう場合などには、状況によっては下記の各種支援

制度が使える場合があります。詳しくは制度を所管する相談窓口にご相談ください。

**国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免される場合があります。**

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | **国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免** |
| 支援の種類 | 減免 |
| 内　容 | 災害や失業等による収入減に伴い生活が著しく困難となった場合など、特別の事情がある場合、被保険者からの申請により、国保税や後期高齢者医療保険料が減免されます。 |
| 対象者 | 災害や失業等による収入減に伴い生活が著しく困難となった被保険者（具体的な基準等は各市町村で定めているため、詳細は市町村にお問い合わせ願います。） |
| 相談窓口、問い合わせ先 | 各市町村の国保担当課又は後期高齢者医療制度担当課 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | **一部負担金（医療機関窓口での支払い）の減免** |
| 支援の種類 | 減免 |
| 内　容 | 災害や失業等による収入減に伴い生活が著しく困難となった場合など、特別の事情がある場合、被保険者からの申請により、国保税や後期高齢者医療保険料が減免されます。 |
| 対象者 | 災害や失業等による収入減に伴い生活が著しく困難となった被保険者（具体的な基準等は各市町村で定めているため、詳細は市町村にお問い合わせ願います。） |
| 相談窓口、問い合わせ先 | 各市町村の国保担当課又は後期高齢者医療制度担当課 |

**医療費が高額となった場合、払い戻しを受けられる場合があります。**

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | **高額療養費制度** |
| 支援の種類 | 給付 |
| 内　容 | 被保険者が同一月内に医療機関に支払った国保一部負担金が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が申請により高額療養費として払い戻されます。（事前の申請により「限度額適用認定証」を受けている場合には、医療機関の窓口で提示することで自己負担限度額までの支払いまでとなりますが、詳しくは、各市町村にご確認ください。） |
| 対象者 | 国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者 |
| 相談窓口、問い合わせ先 | 各市町村の国保担当課又は後期高齢者医療制度担当課 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | **無料低額診療事業** |
| 支援の種類 | 減免 |
| 内　容 | 経済的な理由により必要な医療を受ける機会を制限されることがないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業です。【県内実施医療機関】・子どもは未来もりおかこどもクリニック（盛岡市）電話　019-656-1366・川久保病院（盛岡市）　　　　　　　　　　　電話　019-635-1305・さわやかクリニック（岩手町）　　　　　　　電話　0195-62-2043・北上済生会病院（北上市）　　　　　　　　　電話　0197-64-7722・岩泉病院（岩泉町）　　　　　　　　　　　　電話　0194-22-4232・済生会陸前高田診療所（陸前高田市）　　　　電話　0192-22-7516 |
| 対象者 | ・　低所得者、要保護者、ホームレス、ＤＶ被害者、人身取引被害者等の生計困難者**無料又は低額で医療を受けられます。**※　手続き方法や減免額については、各機関で定めておりますので、詳細は、各医療機関にお問い合わせ願います。 |
| 相談窓口、問い合わせ先 | 上記の６医療機関 |

**生活全般にわたるお困りごとの解決に向けた支援が受けられます。**

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | **生活困窮者自立支援制度** |
| 支援の種類 | 給付、相談支援 |
| 内　容 | 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、専門の支援員が自立に向けた支援を行います。①　自立相談支援事業　　生活に困りごとや不安を抱えている方に対し、具体的なプランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。②　住宅確保給付金　　離職などにより住居を失った方等に対し、一定期間、家賃相当額を支給しつつ、就職に向けた支援を行います。③　就労準備支援事業　　直ちに就労することが困難な方に対し、一定期間、就労に向けた支援や、就労の機会の提供を行います。④　就労訓練事業　　直ちに一般就労することが難しい方に対し、その方にあった作業機会を提供しながら、一般就労に向けた支援を中・長期的に行います。⑤　家計改善支援事業　　相談者が自ら家計を管理できるよう、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行い、早期の生活再生を支援します。⑥　学習生活支援事業　　子どもの学習支援をはじめ、居場所づくり、進学に関する支援等、子ども　と保護者の双方に必要な支援を行います。 |
| 対象者 | 上記①～⑥の支援を必要とする方 |
| 相談窓口、問い合わせ先 | 各市町村の社会福祉協議会等の自立相談支援機関 |

**生活費などの資金の貸付や支援を受けられます。**

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | **災害援護資金** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 内　容 | 災害により住居や家屋に被害を受けたり、世帯主が重傷を負った場合、一定所得以下の世帯の方は、限度額の範囲内で無利子又は低利子で生活資金等を借り入れることができます。※貸付限度額については、負債の有無や被災の程度等により異なりますので、詳しくは各市町村の地域福祉担当課にご確認ください。 |
| 対象者 | 低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、生活保護世帯 |
| 相談窓口、問い合わせ先 | 各市町村（被災時点で居住していた市町村）の地域福祉担当課 |

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | **生活福祉資金** |
| 支援の種類 | 貸付（融資） |
| 内　容 | 県社会福祉協議会において、無利子又は低利子で、生活福祉資金の貸し付けを実施しています。【資金の種類】①　総合支援資金　　失業者等、生活の立て直しのために継続的な相談支援を必要とする世帯に対し、生活費及び一時的な資金を貸し付けます。②　福祉資金　・　福祉費　　　低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、日常生活を送る上で一時的に必要となる経費を貸し付けます。　・　緊急小口資金　　　緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の資金です。（10万円以内）③　教育支援資金　　低所得世帯に対し、高等学校等への就学に際し必要な経費を貸し付けます。④　不動産担保型生活資金　　低所得の高齢者世帯等に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付けます。⑤　生活復興支援資金　　失業等により日常生活全般に困難を抱えている被災者の世帯に対し、生活の復興に向け一時的に必要な経費を貸し付けます。⑥　臨時特例つなぎ資金　　解雇等により生活維持が困難である離職者の方で、公的給付制度の申請が受理され、決定・給付までの間の生活費を貸し付けます。（10万円以内） |
| 対象者 | 上記①～⑥の支援を必要とする方 |
| 相談窓口、問い合わせ先 | 各市町村（被災時点で居住していた市町村）の地域福祉担当課 |